

# 後見支援預金

(2025年8月1日現在)

1. 商品名	○後見支援預金
2. 販売対象	○成年後見人・未成年後見人 ※家庭裁判所が「指示書」を交付したお客様が対象となります。
3. 期間	○期間の定めはありません。 ※家庭裁判所の「指示書」により解約手続きを行うまでとなります。
4. 預入	
(1) 預入方法	○家庭裁判所の「指示書」に基づき口座取引店のみで預入れいたします。 その場合は、「指示書」および当金庫所定の手続申込書への届出印により記名押印し、通帳とともに提出してください。
(2) 預入金額	○1円以上
(3) 預入単位	○1円単位
5. 払戻方法	○家庭裁判所の「指示書」に基づき口座取引店のみで払戻いたします。 その場合は、「指示書」および当金庫所定の手続申込書への届出印の押印により記名押印し、通帳とともに提出してください。 ただし、他預金への振替のみの取扱いとなります。
6. 利息	
(1) 適用金利	○変動金利(普通預金金利) ○毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	○年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
(3) 計算方法	○毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	○個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優はご利用できません。 ※2013年1月1日～2037年12月31日までの間は復興特別所得税が課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. キャッシュカード	○キャッシュカードの発行はお受けできません。
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報の入手方法	○金利は店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引店または総合企画部コンプライアンス対策課(9時～17時、フリーダイヤル:0120-301-865)にお申出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他参考となる事項	○総合口座の取扱いはできません。 ○公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ○インターネットバンキングの取扱いはできません。 ○家庭裁判所が発行する「指示書」には、契約締結(新規口座開設等)、追加(当該預金口座への追加預入)、払戻し、定期送金額の変更、解約(後見終了時等)の5種類があります。 ○預金保険制度の付保対象預金です。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)